

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつにおける農産物被害対策を求める意見書

新型コロナウイルスにおいては、昨年から感染拡大が収まらず、未だに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では8月27日から21都道府県に「緊急事態宣言」が拡大され、「まん延防止等重点措置」も12県となるなど危機的な状況にあります。

この影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうしたもと、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれています。また、野菜においては、収穫時期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗において灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ています。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以上に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

一方、水稻においては豊作基調にありますが、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されています。

については、次年度に向けて営農継続が図られますよう、下記の内容を要望致します。

記

1. コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により「緊急事態宣言」が21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

併せて、米の需要減少などコロナ禍の影響で2020年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講ずること。

2. 高温・干ばつによる農作物の被害対策について

1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化

高温・干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産

体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化

高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

4) 灌漑システムの整備、散水・灌水資材などへの支援

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地への灌漑対策を求める声が高まっており、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月10日

北海道虻田郡京極町議会

議長 船場 英雄